

令和6年氷川町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時：令和6年7月12日（金） 午後1時25分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 欠	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：12名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 欠	11番 吉田 稔	12番 欠
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第30号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第7回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長

<挨拶>

永田議長

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、13番、井副委員、14番、本田委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。

報告(1)について事務局より説明願います。

尾下職員

報告(1)の説明をまとめて行います。

資料1ページの報告(1)は、賃料が設定してある貸借の合意解約になります。

貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長

何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長

資料の2ページをご覧ください。申請人の住所・氏名・物件等は資料にてご確認ください。

申請地は、〇〇地区の集落に接する場所にある農地で贈与による所有権移転の許可申請となっております。譲受人は今回の申請地の隣接する農地で耕作しており、今までも当該申請地を管理耕作していました。今回、譲渡人から申し出があり贈与による所有権移転をすることに合意され申請されました。譲受人は同地区で農業をされており、今回取得される農地は主に苗床・水稲として利用される予定です。取得後も農地を効率的に管理・利用されると思われ許可要件は満たしていると思われま。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので現地確認報告を藤田推進委員よりお願いします。

藤田推進委員 7月10日午前11時より申請者立会のもと現地を確認いたしました。許可要件を満たしており許可することに問題はないと思われま。審議方よろしくお願いします。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。
(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第27号について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
続きまして、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 議案第28号についてご説明します。資料3ページをご覧ください。申請人の詳細はお手元に資料にてご確認ください。

譲受人は土木建設業の代表取締役で申請地に事業資材の搬入出や作業機械の駐機の敷地として利用される予定です。土地の選定理由として、代表取締役の自宅および会社事務所の間にあり資材等の管理に大変便利な場所にあること、会社の資材置き場が不足していることから申請をされました。

給排水計画につきましては、給水、生活雑排水については資材置場のためございません。雨水は自然浸透および南側、東側の水路に流される予定です。

農地の区分は、どの農地区分にも属さないため第2種農地に区分され許可は可能な案件となります。以上で説明をおわります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので現地確認報告を濱田委員よりお願いします。

濱田委員 7月10日午前9時より申請者代理人立会のもと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画などを確認し許可要件は満たしていると思われま。ですが、地元からは環境破壊などの点から反対の意見も出ています。審議方よろしくお願いします。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

入江委員 この周辺の住民はみんな反対しています。理由としては、資材置場として重機を置くとのことですが、前の道は狭いで

永田議長
續係長

す。重機が通れば自転車も通れません。交通量が増えれば危険だと思えます。そのため、住民からは反対の意見が出ています。ほかの場所を検討してほしいと思えます。

法律的にはどうなのでしょう。

農地法の許可要件を説明します。

まず、区分ごとの許可基準である立地基準と農地区分に関わらない一般基準の2つの基準に分けられます。

はじめに農地区分についてご説明します。農地区分については、農振農用地、1種、3種、甲種、2種とに分けられます。

農振農用地とは10ha以上のまとまりのある農地で、農振法により区域指定された農用地区域内にある農地です。1種農地とは農振農用地と基準内容は同じで、農用地区域に指定されていないければ1種農地となります。集团的に存在する農地で10ha以上または土地改良事業が施行された農地等が該当します。甲種農地は氷川町にありませんので省略します。3種農地とは、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地です。2種農地はどの区分にも属さない農地が2種農地となります。

つぎに立地基準です。農地区分ごとに立地基準はあります。農用地区域内農用地は原則転用はできません。ただし例外として農業用施設用地、一時転用はできます。第1種農地は、農用地区域内農用地と似ていまして、原則として許可はできませんが例外がありますということ農業用施設、一時転用、農業の振興に資する施設（農家レストランや農業体験施設）、集落に住んでいる人に必要な施設といったものは許可できます。第3種農地は原則許可できます。第2種農地は、第3種農地などに代替地がない場合に許可できるとなっております。

次に一般基準です。いくつかありますが、資金はあるか、行為の妨げとなる権利者（抵当権など）がある場合は同意をとっているか、他の行政庁と協議を行っていない場合、許可が下りる見込みがない場合、農地以外の土地と合わせて事業計画をしている場合その他の土地の利用が見込めない場合、面積が適当でない場合、目的が土地の造成だけの場合、周辺農地に係る営農条件に支障が生ずる恐れがある場合があります。最後に申し上げた、営農条件に支障が生ずる恐れがある場合については、ほかの農地に土砂の流出や崩壊、その他災害を発生させる恐れがある場合、排水施設に支障がある場合、効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合、地域計画の達成に支障をきたす場合などといった要件があります。

農地法の要件については以上で説明を終わります。

永田議長
濱田委員 ただいま説明がありました、いかがでしょうか。
 よろしいでしょうか。
 集落から反対が出ています。農地法的には問題はないとは思いますが、農地法以外での問題はあります。もしもここで転用許可を出した場合に、その後問題は出てきたときに誰が責任を取るのでしょうか。農業委員会ではそこまでの責任はとれません。

入江委員 ここは道が狭いですから、4トントラックが通れば離合はできません。自転車も通れません。周辺住民は反対している意見が多いため、別の場所を検討できないかと思えますね。

本山推進委員
濱田委員 申請者から地元への説明はあっているのですか。
 ないです。

本山推進委員 地区住民を寄せて申請者に来てもらって、話し合いをするのはどうでしょうか。ある程度、地区との約束事項を決めて、何かあったときは責任を負うなど決めておけばいいのではないかと思います。問題があったら責任をとれないなら、対処策を先に考えておくのが一番いいのではないかと思います。

永田議長 今、結論を出すのも難しい案件ですので、今回は保留にして地元委員を中心に地区での話し合いをしていただいていたほうがいいのかと思います。

本田委員 地区からの要望があるのであればそれを申請者へ伝えて、検討してもらって話がまとまったらそれをもとに審議するほうがいいのかと思います。

永田委員 では、今回の採決は保留にしたいと思います。話がまとまれば、次回総会にて審議することとします。

 つぎに、議案第29号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について上程します。事務局より説明願います。

續係長 議案第29号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）についてご説明します。4ページをご覧ください。
 今月の契約は2件で、公社の買入となります。
 詳細はお手元の資料にてご確認ください。公社に所有権移転した後は1番は〇〇様、2番は△△様に所有権移転が行われる予定となっております。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありました、何かご意見はありませんか。

濱田委員
續係長 1番の単価が安いようですが、何か理由はありますか。
 不整形であることがひとつと土地の中に石が入っているので除去しなければならないということ、木の除去作業等から単価が低くなっております。

永田議長 他にありませんか。

- (異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第 29 号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり要請することと
します。
- つぎに、議案第 30 号、氷川町農用地利用集積計画（利用
権設定）について上程します。
- これは議事参与の制限に該当しますので、吉村推進委員は
退席願います。
- (退席)
- 永田会長 それでは事務局より説明願います。
尾下職員 議案第 30 号についてご説明します。
5 ページ、6 ページをご覧ください。
5 ページは相対契約で直接貸し借りの契約になります。6 ペ
ージは農地バンク利用の契約になります。
貸人、借人、農地の所在については資料をご覧ください。
今回の新規利用権設定は、10 筆で 34,184 m²です。
以上で説明を終わります。
- 永田会長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はあ
りませんか。
- (異議なし)
- 永田会長 異議もないようですので、議案第 30 号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 永田会長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
ここで委員の退席を解きます。
- (着席)
- 永田議長 つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。
坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——
- 永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。
それでは、閉会を行います。
- 園田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これを
もちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 04 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)